

教 社 第 5 8 9 号
令和3年（2021年）6月21日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を含む。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁生涯学習推進局長 相 内 修 司

道立青少年体験活動支援施設ネイパルの宿泊利用定員について（通知）

令和3年度（2021年度）中の宿泊利用定員については、令和3年（2021年）1月6日付け教生第1237号で通知したとおり、「おおむね100人以下」として施設運営しているところですが、今後は感染防止対策の徹底を図ることで、次のとおり宿泊利用定員の制限を緩和することといたしました。

この間、宿泊利用定員の制限により御利用いただけなかった皆様にはお詫び申し上げますとともに、今後の利用について御検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、所管する学校及び社会教育関係団体等に周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 宿泊利用の定員

宿泊利用定員を「おおむね130人」とします。

2 その他

- (1) 各施設での対応準備が整い次第、緩和を行います。緩和の時期等については各施設ホームページを御覧いただくか、直接お問い合わせください。
- (2) 利用に当たっては、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い」の内容を御理解いただき、適切な対応をお願いします。
- (3) 上記1の宿泊利用定員は、令和4年（2022年）3月31日まで継続します。令和4年4月1日以降の宿泊利用定員については、改めてお知らせします。

（ 社会教育課社会教育施設係
担当：本田
電話：011-204-5743 ）